

赤磐市地域防災計画の改正（案）に関するパブリックコメント（市民意見募集）の結果

○募集期間 令和5年2月17日（金）～令和5年3月7日（火）午後5時15分まで

○意見提出者 1名（4件）

お寄せいただいたご意見の要旨について、本市の考え方をまとめました。なお、ご意見は趣旨を踏まえ要約しております。

No	該当箇所	いただいたご意見	市の考え方（回答）
1	P 5 1-1 4 行目 個別避難計画 P 5 3 イ個別避難計画	「個別避難計画」が二つの意味で使用されていて分かりにくい 51 ページ 14 行目の「個別避難計画」は避難行動要支援者ごとに作成される個人別の具体的な「個別避難計画」とされている一方、53 ページの「イ個別避難計画」は、個別計画の一般的な中身についての説明になっている。	本市では、「個別避難計画」の作成について、令和5年度より進めていくこととなっております。現状、具体的な計画構成等につきましては、地域防災計画に記載するに至らないため、一般的な記載に留めているところです。今後計画が具体になりましたら、当該箇所の記載を改めることを検討します。
2	P 5 1 個別避難計画 P 5 4 避難支援計画（避難支援プラン）	51 ページの、避難行動要支援者ごとに作成する「個別避難計画」と、54 ページの、一人ひとりの避難行動要支援者に対して整備する「避難支援計画（避難支援プラン）」との関係、相違が分からない。	P-51 の個別避難計画は計画名であり避難行動要支援者の同意を得て作成するものです。P-54 の避難支援計画（「避難支援プラン」）は、個別避難計画を含め一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど具体的な避難支援についての取り組みでありますのでご理解いただきたいと考えます。
3	P 5 1 個別避難計画 P 5 4 避難支援計画（避難支援プラン）	51 ページの「個別避難計画」、あるいは 54 ページの「避難支援計画（避難支援プラン）」の作成者が、「関係者と連携して」とか「多様な主体の協力を得ながら」では、誰が作成責任者か不明で実際には作成できない。	災害対策基本法第 49 条の 14 に「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。」とあるとおり、作成責任者は市

	難支援プラン)		長になりますが、市単独での作成は困難であるとえておりますので、多くの関係者（福祉・医療、自治会等の関係団体等）と連携・協働して作成していきたいと考えております。頂いた意見は今後の参考とさせていただきます。
4	P 5 0 第8節 要配慮者の安全 確保計画	50 ページ 第8節 要配慮者等の安全確保計画 避難情報集約員（仮称）の創設 避難行動要支援者の把握、要支援者名簿の提供意向確認、個別 避難計画作成等にかかわる取りまとめ役として、「避難情報集 約員（仮称）」が必要ではないか。 「避難支援等関係者」の表現では、これらの取りまとめ役が誰 なのか責任の所在が不明であり、実際には機能しない恐れが 強い。 地区・町内会ごとに取りまとめ役が必要であるとする。	本市では、「個別避難計画」の作成について、令和5年度より進めていくこととなっております。「個別避難計画」の作成検討におきまして参考とさせていただきます。